





〔国際法と国内法〕資料



日本国憲法

- 第98条2項


日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。



アメリカ合衆国憲法

- 第6章第2条


この憲法、これに準拠して制定される合衆国の法律、および合衆国の権限に基づいてすでに締結され、また将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。各州の裁判官は、州の憲法または法律中に反対の定めがある場合でも、これらのものに拘束される。



イタリア共和国憲法


- 第10条
 - 第1項
イタリアの法秩序は、一般に承認された国際法規範に従う。
 - 第2項
外国人の法的地位は、国際法規および国際条約に従い、法律によって規律される。

(以下、略)




オーストリア連邦憲法

- 第9条1項
一般的に承認された国際法規は、連邦法の構成部分として効力を有する。
- 第140a条1項
憲法裁判所は条約の違法性について裁判する。
- 第144条1項
憲法裁判所は…違法な条約の適用が原因でその権利を侵害されたと行政訴訟の申立人が主張するときは、当該処分に対する行政訴訟について裁判する。(以下、略)




スペイン憲法

- 第95条
 - 第1項 憲法に違反する条項を含む国際条約を締結する際は、事前に、憲法の改正を必要とする。
 - 第2項 内閣またはいずれかの議員は、条約が憲法に違反しないかどうかの宣言を、憲法裁判所に求めることができる。
- 第96条
 - 第1項 有効に締結された国際条約は、スペイン国内で公布された後は、国内法秩序の一部を構成する。その規定は、当該条約に定める方法または国際法の一般原則に従ってのみ、これを廃止し、改正し、または停止することができる。(以下、略)




ドイツ連邦共和国基本法

- 第25条1項
国際法の一般原則は、連邦法の構成部分である。それは、法律に優先し、連邦領域の住民に対して直接、権利および義務を生じさせる。
- 第59条2項
連邦の政治的関係を規律するし、または連邦の立法事項に関する条約は、連邦法律の形式で、それぞれ連邦立法について権限を有する機関の同意または協力を必要とする。
- 第100条2項
法律上の争訟において、国際法の規則が連邦法の構成部分であるかどうか、並びにそれが個人に対して直接権利および義務を生じさせる(第25条)かどうかについて疑義があるときは、裁判所は、連邦憲法裁判所の裁判を求めなければならない。




フィリピン共和国憲法

- 第2節
フィリピン国は、国策の手段としての戦争を放棄し、一般的に確立された国際法規を国法と認め、平和・対等・公正・自由・協調および諸国民との友好を政治原理とする。




フランス共和国憲法

- 第54条
大統領、首相、いずれかの議員の議長、または60名の国民議会議員もしくは60名の元老院議員の提訴により、憲法院が、国際的取極が憲法に反する条項を含むと宣言した場合、これを批准または承認することの許可は、憲法改正の後でなければ行うことができない。
- 第55条
適正に批准または承認された条約または協定は、それぞれの協定または条約についての他方の当事国によるその適用の留保の下に、その公布後ただちに法律の権威に優越する権威を有する。



ポーランド共和国憲法

- 第9条
ポーランド共和国は、それを拘束する国際法を遵守する。
- 第87条1項
ポーランド共和国の一般的に拘束力を持つ法の源泉は、憲法、法律、批准された条約および決定である。
- 第90条1項
ポーランド共和国、条約に基づいて、若干の事項につき、国家権力機関の権限を国際組織または国際機関に委譲することができる。



ロシア連邦憲法

- 第15条4項
一般に承認された国際法の原則と規範ならびにロシア連邦の国際条約は、その法体系の構成部分である。ロシア連邦の国際条約によって、法律により定められているとは異なった規定が定められている場合には、国際条約の規定が適用される。
